

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和6年12月6日（金）

開 会（午前9時15分）

【議 事】

○議案第119号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

中井委員 今回の条例の一部改正について、パブリックコメント手続きを実施しなかった理由は。

石川国民健康 地方税に関してはパブリックコメント手続きを実施する性質のもので
保険課長 はないという認識で行いませんでした。

中井委員 国民健康保険に加入している方にとっては、影響の大きい条例改正だ
と思う。このことについての周知に関しては、広報、ホームページ、ほ
っとメール、書面等でお知らせするとの答弁が議案質疑であったが、直
接説明する機会を設ける予定はあるのか。

石川国民健康 今後の周知に関しては、議案をお認めいただいた後に検討してまいり
保険課長 たいと考えております。

中井委員

昨日の議案質疑で、国民健康保険税の減額の最高額は約62万円、平均額は約2万円と答弁していたが、増額の平均はどれくらいになるのか。

石川国民健康
保険課長

増額世帯の平均は約2万4,000円となっております。

中井委員

最も国民健康保険税が高くなる金額は約22万円ということだったが、これは何世帯ほどになるのか。

石川国民健康
保険課長

最も増額となる世帯が22万7,000円で、その世帯は1世帯です。

中井委員

それはどれくらいの年代の世帯なのか。

石川国民健康
保険課長

年代はお答えできません。

山口委員

議案資料ナンバー1の120ページの資料6に、令和6年10月1日現在の国民健康保険加入世帯が47,719世帯と記載されているが、制度変更してからの加入世帯推移で最も多かった世帯数とその年度を伺いたい。

石川国民健康
保険課長 後期高齢者医療制度が始まったのが平成20年度で、制度の変更以降は平成20年度が最も多く、被保険者数が約9万9千人で、加入世帯数は約5万世帯と認識しております。

山口委員 減っていると思うが、今後の加入世帯数は減少する見込みなのか。

石川国民健康
保険課長 団塊の世代が完全に令和6年度に後期高齢者医療制度に移行しますので、減少幅としては少なくなりますが、社会保険の適用拡大が今後も続く見込みなので、緩やかな減少傾向は今後も続くものと見込んでいます。

中井委員 今までも保険者努力支援制度は平成30年度から行われてきたと思うが、法定外繰入れをすると減点をずっとされてきたという理解で間違いないか。今回の法定外繰入れで減点が始まるということではなくて、最初の段階からそのような形で減点は始まっていたということか。

石川国民健康
保険課長 減点の制度は以前からありましたが、所沢市では法定外繰入れはありませんでしたので、これまでは減点になっておりません。

中井委員 今まで一度も法定外繰入れを行っていなかったということか。

石川国民健康 保険者努力支援制度が始まってからの話になりますが、決算補填等目

保険課長 的以外の法定外繰入れであれば、赤字繰入れとみなされませんので、これまで決算補填等目的以外の法定外繰入れを行っていないという形で、減点はされておられません。

中井委員 今回からは決算補填等目的以外の法定外繰入れになってしまうということか。

石川国民健康 令和5年度の繰入れに関してはそのような形になります。

保険課長

中井委員 令和5年度分からということで、令和6年度分から決算補填等目的以外の法定外繰入れになって、どれくらいの減点をされるのか。

石川国民健康 法定外繰入れの評価項目としましては、保険者努力支援制度が前年に
保険課長 決まってしまうことから、その時に把握している実績ということで2年前の法定外繰入れの状況を見るものになります。令和5年度の法定外繰入れの状況については、令和7年度の保険者努力支援制度の評価に影響するものになりますので、点数についてはこれから決まるものになります。

中井委員 減点は30点までであると思うが、予想はできないのか。

石川国民健康
保険課長

令和7年度の点数は25点の減点になると見込んでいます。

山口委員

この改正案で、市として緩和措置や補助金制度などを利用することができるのか。

石川国民健康
保険課長

軽減措置や減免措置を市町村独自で行うことは、規定に反することになりますので、行うべきではないと考えております。

大庭委員

昨日の議案質疑で未納世帯が令和5年度で7,514世帯で約10億円と答弁していたが、今後未納者は増えるのか。それについてどう考えているのか。

石川国民健康
保険課長

昨日の議案質疑でも部長が答弁していますが、税率改正によって国民健康保険税を滞納する方が増えるとは必ずしも言い切れるものではないと考えています。納税が滞っている方に対しては、今までどおり納税相談等を丁寧に行っていきたいと考えています。

入沢委員

税額が5万円以上上がる家庭が4,500世帯くらいあり、この中で既に未納の方はどれほどいるのか。

石川国民健康
保険課長

把握していません。

赤川委員

昨日の議案質疑で、国民健康保険運営協議会会長と担当課長が国会議員に陳情を行ったとの答弁があったが、その陳情の中で一番大きなポイントは何だったのか。また、他市もそういった動きをしていたのか。広域化が平成30年度から行われて、財政運営は全て県に責任があるわけで、それについて県はどのような態度だったのか。

石川国民健康
保険課長

先日の陳情活動につきましては、埼玉県選出議員の方々に我々だけではなく、埼玉県の保険者と合同で伺ってまいりましたので、他市も同じような形で活動を行っているところでございます。県の態度ですけれども、広域化以降、埼玉県は市町村と共同保険者という形になっておりますので、当然ながら財政状況につきましては、市町村と同じ問題意識を共有しているものと考えています。陳情の中身はかなり項目が多いですが、国民健康保険は財政基盤が脆弱ですので、そちらの強化のために公費投入を確実に実施していただきたいというのが大きなポイントでございます。

赤川委員

平成30年度に広域化に移行した時に保険者が埼玉県になって、その目的は持続可能な医療制度を構築するということで、この辺の保険料の

値上げも含めて、全県の保険料の標準化もあったが、これはかなり議論して賛否も分かれた。そういう意味で、この時期に保険料値上げというのは恐らくこのままいくと、国からの支援金も増えないと、あと県の財政安定化基金、県にはどれだけ国からお金が入っているのか分からないが、そういうことを考えた時に市として広域化の流れの中でどういうふうに考えているのか。私はあの時のイメージとしては、この時期にこういう値上げという形になるとは思ってなかったが、どういうふうに捉えているのか。

石川国民健康
保険課長

平成30年度の広域化は、国民健康保険の脆弱な財政基盤等の構造的な問題を解決する手段として、県一体で統一した運用をすることで、スケールメリットを生かした安定的な運用をしていくというのが目的の一つでございました。保険税水準の統一につきましても、その財政の安定に資するものとして、目標としてその時に定められたものでして、構成する市町村が標準保険税率の統一に向けまして、段階的に税率改正を行ってきたところですけども、所沢市ではこれまでコロナ禍等ございましたので、税率改正がここまで遅れてしまいました。埼玉県第3期国民健康保険運営方針では、統一の目標年度等も明示されておりますので、そういった流れに所沢市としても合わせなければいけないという形で、今回の税率改正を提案したものでございます。

赤川委員

広域化で持続可能な医療制度を構築するという目的が達成できたのか。何が達成できたと思っているのか。

石川国民健康
保険課長

持続可能な医療制度ということですが、埼玉県に限らず、これまで総医療費、1人当たりの医療費は毎年確実に伸びてきておりまして、こういった広域化と財政基盤強化等の対策をとらなければ、とっくに国民健康保険は破綻していたのではないかというのが私の考えです。今後、国民健康保険の状況も被保険者の減少等の検証や社会保険の適用拡大等、刻々と変化しておりますので、そういった実情等も国に訴えていくことで、皆保険制度の維持を今後も確実にやっていけるように努めていくのは、保険者としての責務であると考えております。

赤川委員

自治体によっては保険料を値上げするしかないって厳しい中で標準化は果たしたわけだが、所沢市にその辺のメリットは何かあったのか。また、財政安定化基金の話だが、これが国から県にあって、厳しい状況の中ではこれを使って安定化ということが言われていたが、これは十分に活かされているのか。

石川国民健康
保険課長

所沢市にとってのメリットでございますが、スケールメリットを生かせるということに関しましては、所沢市も同様にメリットであると考えています。財政安定化基金でございますが、納付金の過不足に対しての

財源調整に使われておりますので、そちらについては機能しているものと考えています。

中井委員

先ほどの保険者努力支援制度のことだが、令和6年度の集計結果で言うと、所沢市は点数が59点で、全ての項目を足した合計が534点になっていて、先ほど令和7年度はこの59点が25点減点になる予想だと答弁していた。59点と25点減点の差が84点あり、534点から84点を引くと450点の合計になる。人口規模に近い川越市と越谷市で確認すると、その令和6年度の時点で、合計点数が川越市は421点で、越谷市は417点である。所沢市は534点だったので、84点引いても450点で、この保険者努力者支援制度の点数としては、まだまだ高いので、このペナルティに関しては今までの所沢市よりは低くなるが、他市と比べて見劣りするような点数ではないと思う。結局、財政調整基金を使うか使わないかという指標の一つだと思うが、この点数のことに関しては、どのように評価しているのか。

石川国民健康
保険課長

保険者努力支援制度に関する評価指標部分ですけれども、現在満点が30点で最低点が減点30点ですが、令和7年度には最高点が50点上がりますので、最高点と最低点の差が80点になります。こちらの指標が達成できないとかなり点数に影響するので、保険者努力支援制度の交付金自体も減額になってきます。

中井委員

私は法定外繰入れをやめるわけにはいかないと思っている。令和8年度までには絶対やめなきゃいけないと言うが、やめなければいけないわけではないのではないのではないか。市民の方も滞納者が増えるのではないかとこのところ、暮らしが大変な中で、やらなければいけないというのは全体的なところ、埼玉県の中の市町村との足並みを揃えなければいけないというところを大事にするのか。それとも、市民が収入の17%近く、国民健康保険税を払わなければいけない状況になること。どっちを大事にしなければいけないかと思うと、やはり所沢市は所沢市民のことを考えなきゃいけないと思うが、法定外繰入れについてはどうしてもやめなければいけないという考えなのか

石川国民健康
保険課長

法定外繰入れを続けることにつきましては、県の運営方針に沿った条例改正等を各自治体が進めている中で、その足並みを本市が乱すことにもなりかねないですし、将来的には県が国から受けている交付金への影響もございまして、そうなりますと県全体の納付金額や標準保険税率に影響することになりますので、保険税率が上がることになりかねないと考えております。また、法定外繰入れを続けるということは、国民健康保険加入者以外の方に実施できるはずだった事業が実施できなくなるといった影響も考えられますので、そういったことから対処すべきものというふうに考えています。

中井委員

他の方にも不公平になるという意見もありますが、それを言ったら、所沢駅西口開発に大量の市民の税金を使っている。あそこに行かない人だっているかもしれない。それは不公平じゃないかという話にもなる。あそこで便利になる方もいるが、全然変わらない人もいる。しかし、国民健康保険は今まで会社に勤めてた人たちが辞めたら、必ず一度は入るというようなある意味、市民全員が関わってくるものだと思うので、不公平ではないと思う。そこに市税を使うのは不公平なのかと疑問がある。社会保障制度というところで、国民健康保険は公がしっかり生活を守っていく部分なので、ここは不公平だっという話にはならないと思う。

石川国民健康
保険課長

所沢駅西口の開発事業につきましては、私が言えるところではございません。国民健康保険のほうに法定外繰入れを続けるということは、現時点でも10億円の金額が必要で、今後条例改正等を行っていかねば20億円、30億円とどんどん膨らんでいくことが見込まれます。国民健康保険は毎年必要になってくるものですので、そういった多額の財源不足を続けていくということは、問題があると考えております。社会保障制度という話ですが、そういう認識はもちろん持っております。そういったことに関しましては、財政の健全化を市町村で努力した上で、国に要望等であげていきたいと考えています。

中井委員

持続可能な国民健康保険を守っていく形で健全化を行い、持続可能に

していくというような話だと思うが、先ほど山口委員も言ったように、
抜けられない人もいるかと思うけど、こんなに大変だからこそ、どんど
ん国民健康保険の加入者が減ってきてしまっている。それによって、国
民健康保険の財政も大変になってきている構造的な問題になるけども、
今回の値上げで、ますます支払うことができない人たちがいるというこ
とは、やはり持続可能な社会保障として逆の政策ではないかと思う。国
に対しての申し入れをしていることは分かっているが、やはり市民から
保険料を取るのではなくて、それが実現するまでは、市民にその負担を
負わせられないということで、早く国に公費を入れてもらえるように要
望してほしい。今までどれだけ申し入れたのかは分からないが、そこを
もっと強く、足並みを揃えるのであれば、保険料を上げることで足並み
を揃えるのではなくて、国に要望することを、足並み揃えるように、埼
玉県だけでなく、全国でみんなでやろうよという形で所沢市が先頭に立
ってやってほしい。これくらいの気持ちで市民じゃなくて、国に対して
もっと要望するということにシフトしてほしい。市民に負担を求める
のではなく、そういうふうに変えることはできないのか。

石川国民健康
保険課長

加入者が減ってきているといった国民健康保険の構造的な問題点に対
して、所沢市のような保険者の方でどうこうできるような問題ではござ
いませぬので、そういった個々の実情の問題点を国には訴えていきたい
と思います。足並みを揃えてということでしたが、先月の陳情活動につ

きましても、全国の保険者が集まって、各県選出の国会議員には陳情しておりますので、そういった意味では全国の保険者が足並みを揃えて要望を行っているところでございます。

中井委員

足並みを揃えているのは素晴らしいことだ。県選出の国会議員はそのことについてどのような回答をしているのか。

石川国民健康
保険課長

回答という形でいただいたわけではございませんが、会うことができた国会議員には問題点としては認識しているという話をいただいております。

中井委員

認識しているということで、国会で取り上げるとかそういう話にはならなかったのか。

石川国民健康
保険課長

そこまでの具体的な話はしておりません。

赤川委員

以前にも議論されていたが、国民健康保険は、協会けんぽなど他の健康保険組合と比べて、国から支援金が入っている率が低いということで、健康保険組合に近づけるように努力するとされていたが、これについては今どうなのか。今後、国からの支援金の増額は見込めるのか。これに

ついて率直な意見を伺う。

石川国民健康
保険課長

国の定率の負担金につきましては、今後増額をお願いしたいということでの要望はあげているところですが、具体的な話となりますと、そこまでの話は出ていないところでございます。

赤川委員

やはり大企業の健康保険組合とか官僚等が加入している共済組合などを優遇しているような感じを受けていて、国会議員に陳情したということだが、他の健康保険組合と同額にするようにといった内容が要望に入っていたのか。

石川国民健康
保険課長

他の健康組合と同様のという話ではなく、今回の国保制度改善強化全国大会のほうでは要望の1つとして、医療保険制度を一本化していただきたいということで、この形で要望しております。

赤川委員

それは非現実的なことである。国民健康保険は、国民のセーフティネットなので、これから間違いなく財政面が厳しくなる。先ほども滞納の話も出ていたが、保険者数や構成も厳しくなるわけで、現実、今どうするのかということである。財政安定化も基金などを使って、何とか乗り切るような、広域化のときにそういう話もしていたので、国からそういった動きはあるのか。一本化というのは、あまりにも後の話だと思う。

石川国民健康
保険課長 平成30年度の国民健康保険の広域化のような大きな制度改革がございましたが、それ以降のそれに代わるような制度改革という話はまだ伺っておりません。

斎藤委員 段階的に引き上げていくと聞いているが、最終的にはどこまで引き上げるのか。

石川国民健康
保険課長 段階的というのは、今回参考にさせていただいたのが、県が示した令和6年度の標準保険税率でして、令和7年度のものが出ておりますけども、その前段階の令和6年度のものを採用するという事で、段階的という形をとっています。どこまでということなんですけども、県の示す標準保険税率というのは、毎年見直しを行っているものですから、ここですという到達点は申し上げられないんですが、医療費等が上がっている現状ですので、令和7年度より令和8年度のほうが標準保険税率は上がって行くものと思われまます。

斎藤委員 毎年上がっていくイメージで捉えていることで間違いはないか。

石川国民健康
保険課長 そのとおりでございます。

中井委員

毎年上がっていくその理由は、国民健康保険の加入者が減り、医療費は上がっていき、保険税率が上がってってしまうということか。

石川国民健康
保険課長

国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分に分かれています。医療分に関しましては、ご指摘のとおり医療費のほうが増額している。後期高齢者支援金等分については、どんどん高齢化が進んで、後期高齢者に対する支援金が膨らんでいる。介護納付金分につきましては、同じように高齢化が進み介護を受ける方が増えて、どんどん介護に必要な金額が増えている。3要素とも全て増える見込みしかないので、増加する見込みと考えています。

【質疑終結】

【意見】

中井委員

議案第119号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。国民健康保険は加入者による助け合いではなく、国や都道府県、市町村からの負担を原則として成り立つ社会保障の制度です。子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての人々の生活を生涯にわたって支えるものでなければならないはずです。しかし、国民健康保険税のこれ以上の負担は、国民健康保険加入者が生活していけないレベルまできています。そもそも市が法定外繰入れを行ってきたのは、市民にとっ

て必要な医療費を負担してきたものであり、まさに社会保障を行う市の責務としてやってきたことです。それをしてはいけないと言うのであれば、国からの財政支援3,400億円を全国知事会、全国市長会、全国町村会などが要求してきた1兆円に増額することが筋ではないでしょうか。また、今回の審議の中で1番影響が多い世帯は子育て世帯、そして子どもの多い世帯ほど負担が大きいということが、はっきりしました。それは、子ども中心のまちづくりを目指す小野塚市政とは逆行するものです。国民健康保険制度を守ることが大切だということは、そのとおりだと思います。しかし、国民健康保険を守るために、国民健康保険に加入している市民が生活していけなくなってしまっただけでは本末転倒です。国民健康保険は社会保障、そして自治体の責務は住民の福祉の増進。この2つを考えると、これ以上の国民健康保険税の値上げは認めることはできません。以上の理由から反対いたします。

斎藤委員

議案第119号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」至誠自民クラブを代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。国民健康保険は、低所得者層が多く、保険税収入を増やすことが難しい一方で、高齢者の割合が高く、医療にかかることも多いことに加え、医療の高度化などから一人当たりの医療費の増加が続いているという構造的な課題があります。国民健康保険は、皆保険制度のセーフティネットとして機能しており、安心して医療を受けていただくために、な

くてはならない大事な制度だと認識しています。国民健康保険加入者による税収入は減る一方で、今後も増え続ける保険給付費のことを考えると、このまま先延ばしにすることは難しい時期に来ていると考えます。

国民健康保険特別会計収支状況を見ても、令和元年度から実質的な収支赤字金額が4,112万4,932円から、令和5年度は9億7,951万7,102円に増加しております。財源が逼迫しているのは明らかです。

議場でも質疑がありましたが、令和7年度の所沢市国民健康保険税条例の一部改正を執行しないと、段階的増税ではなく、翌年度に大幅増税になるとの答弁がありました。また、不足する財源の補填には一般会計からの20億円の繰り入れが必要になり、その影響として、福祉等の財源が削減されるおそれがあるとの答弁がありました。限られた財源の中で、この制度を存続させていくためには、皆で支え合う必要があります。とはいえ、今改正が市民生活に受ける影響は大きいです。激変緩和措置などの対応を検討していただきたいということを申し添えて、本当に苦渋の思いですが、賛成の意見といたします。

山口委員

議案第119号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」公明党を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の国民健康保険税改正案につきましては、令和6年度の運営状況を踏まえた判断であり、所沢市においては、今回の改正を行わない場合、

令和7年度には約20億円もの不足が見込まれるとの試算が示されております。これを一般会計で補填し続けることは、市の財政に大きな負担を与え、持続可能な運営が困難です。また、令和8年度以降においても賦課改正を行う際には、さらなる税率引き上げが想定されており、市民への負担感が一層増大することが懸念されます。さらに、市民の負担軽減対応策として、緩和措置や補助金制度の充実を市へ求めたいところですが、国民健康保険法では、市町村の裁量は法律で定められた範囲内に制限されており、市の独自判断で軽減措置の大幅な拡大や法定外の施策を導入することは基本的には認められていないことが、質疑を通して市からの答弁で判明しました。以上、審議会の付帯意見なども踏まえ、3点提案いたします。

1. 今回の改正案が市民に与える負担軽減を図るため、国と県に対し、さらなる財政支援と一般会計からの繰り入れを必要としない安定した財源確保に向け、制度全体の見直しの検討を要請すること。
2. 改正内容とその背景や理由に市民が納得できるよう、令和6年度から令和8年度に至る運営状況の見通しを具体的に示し、改正の背景や必要性を丁寧で分かりやすい広報活動を強化すること。
3. 予防医療や健康増進活動を推進するため、市が主体となって健康診断や保健指導をさらに充実させ、市民が医療費抑制に協力できる環境を整える。さらに加えて、医療費適正化に向けたデータ分析を活用し、効果的な施策を実施すること。

今回の改正案については、物価高騰の状況下で市民への負担増が避けられないものの、令和7年度及び令和8年度以降における、さらなる不足を防ぐためには、現時点での改正が必要不可欠であると判断いたします。改正後の運営において、市民負担の公平性を一層考慮し、制度運営の改善に向けて取り組まれることを強く求め、苦渋の判断ではありますが、賛成意見といたします。

赤川委員

議案第119号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」立憲民主党・れいわ新選組を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。平成30年度から実施された国民健康保険の広域化の目的は、持続可能な医療制度を構築するためでありました。財政運営の責任は県にあり、国が支援金を出し、安定した財源の基、これからやっ
ていくということで、市民にも広報を通じて知らされました。しかし、なかなか国からの支援金は増額されず、制度的に財源ギリギリの中でやっていたということが行われてきました。現在、国民健康保険の財政面はますます厳しいものがあり、国民健康保険は国民の最後のセーフティネットということを考えれば、これ以上市民に負担を強いることはできません。最低限、法定外繰入れが制限されている中、国からの支援金は他の組合と同額の支援を求め意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第119号については、挙手多数、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時9分）

※休憩中に協議会を開催

再 開（午前10時13分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

川辺委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○閉会中における委員会審査について

川辺委員長

趣旨採択となった令和5年第4回（12月）定例会と令和6年第2回（6月）定例会で審査した請願「加齢性難聴問題に対する所沢市の施策を充実してください」、令和5年第4回（12月）定例会で審査した請願「重度障害者の就労に関する請願」について、執行部におけるその後の取組等の状況や今後の見通しを確認するため、閉会中に委員会を開催したいと思います。

「障害者福祉について」及び「高齢者福祉について」を特定事件として、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

（異議なし）

日時については、執行部と調整する必要がありますので、正副委員長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

散 会（午前10時15分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和6年第4回（12月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について